

令和5年度滋賀県新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業費補助金 滋賀県版FAQ(※下線部が変更箇所です。)

No.	質問	回答
1	申請にかかる対象期間はいつになるのか。	令和5年4月1日から令和6年3月31日が対象期間となります。
2	コロナ患者に対応した場合の危険手当の金額に目安はあるのか。	要綱に、職員一人につき、1日あたり4千円を補助上限とし、(1月あたり2万円が限度額)とする旨が記載されています。
3	パーテーションや体温計などの購入費用は補助対象となるのか。	対象外です。 衛生用品以外で感染終息後も継続して使える備品類(パーテーション、ゴミ箱等)は対象外となります。
4	職員や利用者を使用した抗原検査キットの購入費用は対象となるのか。	介護施設等で要綱別添1に該当するケースに限り、該当する検査費用のみ対象となります(あらかじめ購入していた検査キットは対象外)。なお、施設等で感染者が発生した場合は、それ以降の検査費用は全て補助対象外となります。
5	職員が感染者と接触があった者となったが、補助金の交付対象となるのか。	感染者と接触があった職員が1名の場合は対象となりません。同時期に感染者と接触があった職員が複数発生し、人員が不足した場合に①緊急時の介護人材確保に係る費用や②職場環境の復旧・環境整備に係る費用が対象となります。
6	感染の発生前に購入した衛生用品は対象になるか。	補助対象となる事案の発生前に注文・納品等されたものは全て対象外です。 また、補助対象の基準となる発生日は、陽性が確定した日です。(発熱した日などではありません。)
7	感染の発生後、いつまでに購入した衛生用品が補助対象になるのか。	感染対応期間中に発注し、納品のあった商品に限り、補助対象となります。
8	感染発生後、委託業者による施設の消毒を行ったが、補助対象となるのか。	感染者の発生から3日以内に行ったものについては補助対象となります。
9	感染者の発生により一時的に事業所を休業したが、その期間の職員の給与は補助対象となるか。また、陽性または感染者と接触があった者となった職員に休暇を与えたが、その期間の給与補償は補助対象となるか。	いずれも対象外の経費となります。
10	施設内療養費の計算に用いる施設内療養の期間はどのように考えるのか。	発症日から起算して10日以内の者(発症日を含めて10日間)を施設内療養者とするため、発症日を含めて10日目の時点で症状軽快後72時間経過していた場合は、その日までを対象(10万円(令和5年10月1日以降は5万円))とする。 (※コロナの療養期間は発症日を0日目として10日目までが療養期間となるが、本補助金は発症から240時間の経費を補助するため、原則として0日目から9日目までの10日間(10万円(令和5年10月1日以降は5万円))が補助金としての施設内療養期間となる。) ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準(発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過)を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。